

む。)を実施している。厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」に基づき、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇等を改善するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用を含め、児童相談所の一時保護所の環境改善を推進する（平成26年度までに全都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市）。

厚生労働省において、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所の一時保護日数や一時保護件数などのデータを把握している。平成24年度の一時保護所における一時保護延べ日数は、590,627日であり、平成24年度の所内一時保護件数は20,777件、委託件数は11,268件となっている（P9【相談先整理番号6】参照）。

【施策番号25】

ウ さらに、厚生労働省において、平成24年度から退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を行う場合に、建物の賃貸料の一部を措置費算定している。引き続き、調査結果を踏まえながら、有効な施策を実施し、児童虐待や配偶者からの暴力の被害者に関する施策の充実を図っていく。

【施策番号26】

エ 警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（P25【相談先整理番号42】参照）（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借

上げに要する経費（国庫補助金）：25年度16百万円、26年度17百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の効果的運用について指導していく。

【施策番号27】

オ 内閣府において、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会などを通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、各地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」などを通じて情報提供している。

平成26年4月1日現在、52都道府県・政令指定都市、171市区町村において、公営住宅等への入居に関し、犯罪被害者等に特別の配慮が行われている（P250 資料9-5参照）。

公営住宅等の入居に際しての配慮の状況

(制度あり/全体数)	抽選によらず入居	入居要件の緩和	抽選倍率の優遇	その他
都道府県 (41/47)	9	7	29	14
政令指定都市 (11/20)	5	3	6	4
市区町村 (171/1,722)	51	46	48	57

また、52都道府県・政令指定都市、392市区町村において、犯罪被害者等施策に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われているところ、このうち、21都道府県・政令指定都市、81市区町村において、犯罪被害者等に対する日常生活の支援が盛り込まれている（P225 資料9-3参照）。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号28】

ア 厚生労働省において、トライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）（P25【相談先整理番号39】参照）の適正な運用に努

めており、同制度の平成25年度の支給実績（母子家庭の母等分全体）は、21人に対し189万円であった。

【施策番号29】

イ 公共職業安定所において、事業主に対し

ては、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号30】

ウ 公共職業安定所において、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

【施策番号31】

エ また、平成25年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修、公共職業安定所長研修において犯罪被害者等への理解促進を図った。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

【施策番号32】

ア 厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>）について、ホームページやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号33】

イ P25【相談先整理番号40】参照

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号34】

犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省において、企業や労働者に対し、同制度についての周知・啓発を図るため、平成25年度にはリーフレット等を作成し、関係行政機関や、経済団体、労働団体等224団体に送付するとともに、セミナーを開催した。

なお、25年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることさえ知らないという状況であった。26年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。

被害回復のための休暇制度



第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

【施策番号35】

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研

修などを行い、精神保健福祉センター、病院、保健所などでPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援を実施するなど、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修会」では、犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施しており、